

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第178号	
事故等種類	運航不能（燃料油供給障害）	
発生日時	平成23年8月30日（火） 22時00分ごろ	
発生場所	福井県美浜町舟通埼沖 舟通埼灯台から真方位296° 4.9海里付近 （概位 北緯35° 44.3′ 東経135° 52.0′）	
事故等調査の経過	平成23年11月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート <small>サウス ウインド</small> south wind、5トン未満（9.71m） 242-17663福井、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、舟通埼沖で遊漁後、美浜町久々子湖に向けて帰航しようとしたが、平成23年8月30日22時00分ごろ機関が始動できずに運航不能となり、救助を要請してえい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2m/s 海象：海上 平穏	
その他の事項	本船は、燃料ポンプを開放した結果、ダイヤフラムの経年劣化が判明した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、舟通埼沖から帰航しようとした際、ダイヤフラムの経年劣化により燃料ポンプの機能が低下して機関に燃料が供給されなくなったことから、機関が運転不能となり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、舟通埼沖から帰航しようとした際、ダイヤフラムの経年劣化により燃料ポンプの機能が低下して機関に燃料が供給されなくなったため、機関が運転不能になったことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 定期整備を励行し、劣化しやすい部品は早目に交換すること。	